

外国人留学生チューター制度について

(1)チューターの目的

- 1) チューター制度は、国立大学等に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して、留学生の指導教員の指導の下に、大学が選定したチューターにより、教育・研究等について個別の課外指導を行い、留学生の学習・研究成果の向上を図ることを目的としている。
- 2) チューターは、留学生の家庭教師として、また大学等における最初の学友として、留学生の悩みごとなどの相談者となることが求められている。
- 3) チューターによる指導期間は、原則として、学部留学生については、大学進学後最初の2年間（予備教育期間及び日本語・日本文化研修留学生を除く。）、研究留学生（教員研修留学生を含む。）については、渡日後最初の1年間（予備教育期間を除く。）程度を目安としている。

(2)チューターの役割

- 1) 留学生の学習・研究指導、特に授業科目等の予習・復習、レポート作成などの手伝いを重点的に行う。
- 2) 日本語（会話、漢字など）を指導する。
- 3) 日本文化を紹介する。
- 4) 日常生活におけるアドバイスをする。
 - ① キャンパス内や市内などの施設を案内すること。
 - ② 市役所、銀行など官庁等での諸手続きに同行し、アドバイスすること。
 - ③ 来日当初の買い物や宿舎探しに同行し、アドバイスすること。
 - ④ その他留学生に対して必要と思われること。

1. チューター実施の流れ

随時 チューター申し込み

「申込書」の提出。

謝金を希望する場合は「口座振込届出書」と「マイナンバー（通知）カード」も提出。

H29. 4 留学生と顔合わせ

「実施計画書」の作成（留学生及び留学生の指導教員と相談）

「実施計画書」の提出

H29. 4～H30. 1の各月末(※1) 「指導実施報告書」及び「実施内訳書」の提出(※2)

* 活動を行った月の末日までに当月分の指導実施報告書及び実施内訳書を提出。

* 4月末と10月末には、チューター自身の「履修登録確認票(写)」も提出する。

(チューター活動時間と授業時間が被っていないか確認するため)

* H30年1月末は、指導実施報告書及び実施内訳書の最終提出期限

※1 H30年2～3月は、経理事務の都合上謝金を支払うことができない。謝金無しで活動自体を行うことは問題ない。

※2 謝金を受け取らない場合、実施報告書等の提出は必須ではない。

2. 実施期間及び指導実施報告書等の提出期限

実施期間 : 平成29年4月3日(月)～平成30年1月31日(水) (前期のみ・後期のみ・通年)
提出期限 : **指導実施月の月末まで** (特別な事情の場合のみ、翌月の7日まで受付。その場合は事前に留学生・国際交流課へ相談。)

※後期最終月の**1月分**については、**平成30年1月31日(水)まで(厳守)**

注意) 指導実施報告書を表面に、実施内訳書を裏面にして、両面印刷で作成。
指導実施報告書及び実施内訳書は、毎月、留学生・国際交流課に提出。
前期・後期の最初の実施月には、履修登録確認票(写)を添えて提出。

3. 謝金単価 : 1時間 950円

4. 時間数及び日数 (平成25年度参考)

時間数 : 留学生1人当たり半期50時間以内、通年100時間以内。1日2時間程度。

日数 : 前・後期各25日を目安に、年間50日位。

注意) ・チューター及び留学生が授業を聴講している時間帯や他から委嘱を受けて謝金が支給されている時間帯、22時以降翌朝8時30分までの間は、実施しない。

→ 履修登録が3・4時限にある場合は、授業が早く終わっても、実施時間は12:00以降です。11:30からとすることはできません。

・土・日・祝日、昼食・夕食等の休憩時間は、できるだけ実施しない。

・指導教員の出張日・休暇日は、できるだけ実施しない。

5. 指導実施報告書等記入上の注意事項

指導内容 : **授業科目名等について具体的に記入** (別添の記入例1、2を参照のこと)。

印鑑 : チューター印等押印の際は、**シャチハタ印を使用しない**。

確認印(サイン) : 留学生の指導教員の確認印及び留学生の確認印又はサインを必ず貰う。
(鉛筆は使用しない。)

注意) ・教育・研究等について個別の課外指導を行い、留学生の学習・研究成果の向上を図ることを目的としていることを忘れない。

・留学生の学習・研究指導、特に授業科目等の予習・復習、レポート作成などの手伝い。
→ 「初級集中日本語の予習・復習」など、具体的に記入。

・日本語(会話、漢字など)を指導する。

→ 友人同士のおしゃべりと区別のできない「日本語会話」は、含めない。

・日本文化を紹介する。

→ 日本の伝統行事への参加など。

国際交流会館などで、自発的に行うパーティは、含めない。

・日常生活におけるアドバイスをする。

① キャンパス内や市内などの施設を案内すること。

② 市役所、銀行など官庁等での諸手続きに同行し、アドバイスすること。

③ 来日当初の買い物や宿舎探しに同行し、アドバイスすること。

④ その他留学生に対して必要と思われること。

→ わからない場合は、指導教員、留学生・国際交流課に相談。

・印漏れや記載漏れ等書類に不備がないか確認する。不備があった場合、支払が遅れる。